

平成27年7月6日
内閣府公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業

「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」事業の評価（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

I 事業概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

特許庁が実施する「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」については、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて特許庁は、官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

事 項	内 容
事業内容	特許庁に審査資料として整備された「公知資料」及び「外国意匠公報資料」の中から、我が国で登録された登録意匠の実施品や改良品など登録意匠と同一又は類似の意匠を抽出し、登録意匠を中心に「実施物」、「バリエーション」及び「類似」の3つのレベルにグループ化できるか否かという調査を行い、その調査結果を納入するもの。
契約期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間
受託事業者	一般社団法人 日本デザイン保護協会
契約金額	2,600円（税抜） ※業務期間（平成25年4月1日から平成28年3月31日）3年間の1件当たりの単価
実施にあたり確保されるべきサービスの質	① 発注対象の各登録意匠について、調査対象資料を調査し、別添資料2に示す基準に従って「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠を収集し、関連情報を作成すること。 ② 「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルを付与した

	<p>調査対象資料に対しては、その理由を適切に表した報告書を作成すること。</p> <p>③ 関連情報及び報告書の納品後、契約期間内に誤りが確認された場合、民間事業者は全ての関連情報及び報告書を再検証した上で誤りを修正し、再度納品すること。</p> <p>④ 特許庁の公表する意匠審査スケジュールに合わせた事業スケジュールを厳守すること。</p>
--	---

2 受託事業者決定の経緯

入札参加者（1者）から提出された企画書について、特許庁内に設置した評価委員会において審査した結果、評価基準を満たしていた。入札価格については、平成25年2月8日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、総合評価を行ったところ、上記事業者が落札者となった。

II 評価

1 評価方法について

特許庁から提出された平成25年4月から平成27年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、評価を行うものとする。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

(1) 対象公共サービスの質の確保について

① グルーピングレベルに該当する意匠の収集、関連情報の作成

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>発注対象の各登録意匠について、調査対象資料を調査し、別添資料2に示す基準に従って「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠を収集し、関連情報を作成すること。</p>	<p style="text-align: center;">適</p> <p>発注対象の各登録意匠に関する、「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠の収集と関連情報を作成した。</p> <p style="text-align: center;">平成25年度 24,957件 平成26年度 27,133件</p> <p>登録意匠に対して行われた、「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルの判断は確実なものであった。</p>

② グルーピングレベルを付与した調査対象資料についての報告書の作成

確保すべきサービスの質	実施状況
「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルを付与した調査対象資料に対しては、その理由を適切に表した報告書を作成すること。	<p>適</p> <p>調査対象資料に関し、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルを付与した理由についての報告書が作成された。</p> <p>平成25年度 約 5,500 件 平成26年度 約 5,300 件</p> <p>また、納品された報告書は簡潔、的確に要点がまとめられている。</p>

③ 再納品

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>関連情報及び報告書の納品後、契約期間内に誤りが確認された場合、民間事業者は全ての関連情報及び報告書を再検証した上で誤りを修正し、再度納品すること。</p>	<p>適</p> <p>平成25年度の第5回の納品において2件の誤りがあったが、誤りを修正し、再度納品されている。</p> <p>これ以外に誤りは無い。</p>

④ 事業スケジュール

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>特許庁の公表する意匠審査スケジュールに合わせた事業スケジュールを厳守すること。</p>	<p>適</p> <p>特許庁の公表する意匠審査スケジュールに合わせた事業スケジュールが厳守されている。</p>

以上のことから、確保すべきサービスの質については、すべて達成していると評価できる。

さらに、特許庁が納入物をチェックすることにより、簡潔的確な報告書が作成され、事業が確実に実施されていること、また、その水準を確保していることが確認されていることから、事業が確実にかつ適切に実施されていると評価できる。

(2) 民間事業者からの改善提案による実施事項

平成25年度以前よりグルーピングの判断基準は存在していたものの、平成25年度の本事業開始後に、事業者からグルーピングの判断に関し、意匠審査基準の改訂に伴う見直しの提案があったことが契機となり、より精緻な判断基準を作成することができ、最新の意匠審査基準に則した関連情報を精度良く作成することができたことから、民間事業者のノウ

ハウの発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

3 実施経費についての評価

本事業における実施経費は「登録された意匠の件数×1件当たりの単価」によって算出されることとなっており、件数は外部要因である出願数及び登録率によって変動することから、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	25年度～27年度	単価当たりの 削減額	削減率
契約単価 (税抜き)	3,480 円	2,600 円	880 円	約 25.3 %

<経費削減額>

平成25年度及び26年度合計調査件数 52,090 件

× 単価当たりの削減額 880 円 ÷ 2 = 22,920 千円

民間競争入札前の契約単価（平成24年度）で計算すると、単年度当たり22,920千円（▲25.3%）の経費が削減されている。

4 評価のまとめ

本事業において確保されるべき公共サービスの質の目標はいずれも達成され、事業が确实かつ適切に実施されていると評価できる。

また、民間事業者からの見直しの提案を契機により精緻な判断基準を作成することができ、最新の意匠審査基準に則した関連情報を精度良く作成することができたことから、民間事業者のノウハウの発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

さらに、実施経費についても、単年度当たり22,920千円（▲25.3%）の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価できる。

今回の応札においては一者応札であった。この点につき、特許庁では、2か月に一度の報告及び納品としていたところ、意匠の類否判断をする能力を有する者の時間的な負担を軽減するため、3か月に一度の納品とすることで複数の者が応札しやすい環境をつくる旨の検討がなされている。

5 今後の方針

本事業は、実施状況が良好であり、経費も削減されているが、一者応札となっていることから、次期事業についても、引き続き民間競争入札を実施することが適切と考えられる。

なお、次期事業の実施に際しては、競争性の改善に向け、業務内容の見直しに留意することが必要である。

平成 27 年 6 月 16 日

特許庁

民間競争入札実施事業

「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」の実施状況
(平成 25 年度・平成 26 年度)

I 事業の概要

1. 業務内容

本事業は年々増加する意匠審査資料について、相互に密接な関係にある資料をグループ化することにより、審査時の調査効率を高め、迅速的確な意匠権設定を継続的に行うことを可能にするものである。審査資料として整備された「公知資料」及び「外国意匠公報資料」の中から、我が国で登録された登録意匠の実施品や改良品など、登録意匠と同一又は類似の意匠を抽出し、これらを、登録意匠を中心にグループ化（「実施物」、「バリエーション」、「類似」の3つのレベル）できるか否かという調査を行い、その調査結果を納入するものである。

2. 期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3. 事業者

一般社団法人 日本デザイン保護協会

4. 事業者決定の経緯

平成 25 年 1 月に、入札参加者 1 者から提出された提案書について審査した結果、必須項目の基準を満たしており合格となった。その後平成 25 年 2 月 8 日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価方式に則り上記事業者が落札者となった。

II 確保されるべき質の達成状況、業務の実施状況及び評価

1. 業務の実施状況

(1) グルーピングレベルに該当する意匠の収集、関連情報の作成

平成 25 年度は、発注対象の各登録意匠に関する、「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠の収集と関連情報の作成を、24,957 件行い、平成 26 年度は 27,133 件行った。

また、登録意匠に対して行われた、「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルの判断は確実なものであった。

(2) グルーピングレベルを付与した調査対象資料についての報告書の作成

調査対象資料に関し、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルを付与した理由についての報告書が、平成25年4月から平成26年3月までの間に約5,500件作成され、また平成26年4月から平成27年3月までの間に約5,300件作成された。

また、納品された報告書は簡潔、的確に要点がまとめられていた。

(3) 再納入

相関情報及び報告書の納入後、平成25年度の第5回の納入において2件の誤りがあったため、この2件について誤りを修正し、再度納入を行った。平成25年度、平成26年度ともに、その他の回の納入については誤りはなかった。

(4) 事業スケジュール

特許庁の公表する意匠審査スケジュールに合わせた事業スケジュールが厳守された。

(5) 納入物確認結果

特許庁意匠課は納入物をチェックし、登録意匠に対して行われた「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルの判断が確実なものであること、また、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルを付与した理由について、簡潔、的確な報告書が作成されたことを確かめ、事業が確実に実施され、求められる水準を満たしていることを確認した。

3. 事業者からの提案に基づく改善状況

平成25年度以前よりグルーピングの判断基準は存在していたものの、意匠審査基準における意匠の考え方に改訂があったため（変化する画像について、変化を含んだ状態で1つの意匠と考えることにした）、当事業の事業者より、変化する画像の登録意匠と、静止状態の画像の意匠審査資料に関するグルーピングレベルの判断基準について、具体的な修正案を示しつつ、改訂後の意匠審査基準に沿った見直しの提案がなされた。この見直しの提案を契機として、より精緻な判断基準を作成することができ、最新の意匠審査基準に則した相関情報を精度良く作成することができた。

4. 評価

確保されるべき質についてはすべて達成しており、隔月の納入物の確認結果から、事業が確実に実施されていると評価できる。

III 実施経費の状況及び評価

1. 実施に要した経費

■平成26年度	単価（税込）	納品件数	合計金額
	2,808円	27,133件	76,189,464円
	（税抜単価：2,600円）		

■平成25年度	単価（税込）	納品件数	合計金額
	2,730円	24,957件	68,132,610円
	（税抜単価：2,600円）		

■従来経費（平成24年度）	単価（税込）	納品件数	合計金額
	3,654円	25,673件	93,809,142円
	（税抜単価：3,480円）		

<経費削減状況>

契約単価（税抜き）当たりの削減額は880円となる。

平成25年度及び平成26年度合計調査件数52,090件×単価当たり削減額880円÷2=22,919,600円

民間競争入札前の契約単価（平成24年度）で計算すると、単年度当たり約22,919,600円（25.3%）の経費が削減されている。

2. 評価

納品件数が年度によって異なることから、単価について比較を行うこととする。従来経費（平成24年度）と比較すると、平成25年度、平成26年度は税抜単価として880円（▲25.3%）、単年度当たり22,919,600円の経費削減が図られており、効率的な業務運営がなされている。

IV 評価のまとめ

確保されるべき質についてはすべて達成しており、納入物確認結果からも事業が確実に実施されていると評価できる。

民間事業者からは、変化する画像の登録意匠と、静止状態の画像の意匠審査資料に関するグルーピングレベルの判断基準について、意匠審査基準の改訂に伴う見直しの提案がなされ、より精緻な判断基準の作成につながるなど、業務の質の向上に貢献できたものと評価できる。また、従来経費（平成24年度）より、単価において880円（▲25.3%）、単年度当たり22,919,600円の削減が図られており、効率的な業務運営がなされている点が評価できる。

V 今後の事業

市場化テストの1期目にあたり、事業は良好に実施されているが、実質的に一者

応札となり、競争性が確保されたとは言い難い結果となっている。

今後、本事業に関しては引き続き市場化テストを継続し、次期事業では以下の点の改善を検討する予定である。

これまでは2ヶ月に1度の納品としていたところ、平成28年度からは3ヶ月に1度の納品とすることで、意匠の類否判断をする能力を有する者の時間的な負担を軽減し、競争性が確保されるよう複数の者が応札しやすい環境を作る。

(了)